

## 住まいるサポート

令和5年4月現在

商品名 (愛称)	住まいるサポート 【フラット35(買取型)後順位対応商品】
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当金庫の会員または会員となる資格を有する個人の方</li> <li>○フラット35(買取型)を当金庫にてご利用の方</li> <li>○年齢が満20歳以上満65歳未満で、完済時の満年齢が80歳未満の方</li> <li>※ただし、三大疾病団信の場合は満20歳以上満50歳未満で、完済時の満年齢が75歳未満の方</li> <li>○給与所得者は勤続1年以上の方</li> <li>○法人役員、個人事業主、親族経営法人勤務の方は、勤続または営業年数2年以上かつ通年決算2期以上の方。</li> <li>○医師、弁護士、公認会計士およびこれに準ずる職業を営む方は営業開始後1年以上でご利用可能です</li> <li>○年間所得が100万円以上で安定した収入が見込まれる方</li> <li>○団体信用生命保険に加入できる方</li> <li>○借換えの場合は、原則としてご返済実績が1年以上あり直近1年間のご返済に遅延のない方</li> <li>○借地のお取扱いも可能です(お借入のタイプによっては不可)</li> <li>○親子リレーローンのお取扱いも可能です(お借入のタイプによっては不可)</li> <li>○全国保証㈱の保証が受けられる方</li> <li>※本件借入金額と当金庫の既往借入の合計金額によっては、会員に限られます</li> </ul>
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土地および住宅の購入資金(土地購入資金のみの対応は不可)</li> <li>○住宅の新築・増改築資金住宅(併用住宅は居住面積50%以上)</li> <li>○借換資金</li> <li>○上記に関する諸費用(ローン保証料、金融機関手数料、火災保険料、登記費用、融資実行に伴う印紙代、公租公課等の分担費用、固定資産税、都市計画税、マンションの管理費等)ただし、諸費用資金単独でのお申込みは不可となります</li> <li>※自己居住部分以外(店舗・アパート等)に係わる設備資金は対象外となります</li> <li>※セカンドハウスに係わる資金は対象外となります</li> </ul>
ご融資金額	<p>100万円以上10,000万円以内(1万円単位)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※本件借入を含め同一債務者による累積債務額が10,000万円以内(既存借入のうち個人事業主の方の事業に関する借入金については、決算書(申告書)における収支を勘案し控除可能か判断をいたします)</li> <li>※先順位債権額を含め不動産担保評価額の100%以内+諸費用の範囲内(お借入のタイプによっては諸費用を含めて不動産担保評価の100%以内)</li> </ul>

<p>ご利用期間</p>	<p>2年以上35年以内(月単位)  ※対象物件が中古マンションの場合、以下に定める期間とします  35年を上限とし、50年から表示登記後の経過年数を控除した期間。ただし当該期間が25年未満である場合は25年  ※経過年数の算出は端数月の六捨七入の年単位とします  ※借換後の返済期間は保証会社規定内において既存借入の残存返済期間に関係なく保証会社規定の返済期間をご利用できます</p>
<p>ご融資利率</p>	<p>当金庫所定利率による  固定金利型(3年・5年・7年・10年)または変動金利型をお選びいただけます  (固定金利選択型)  固定金利選択型(3年・5年・7年・10年)について借入当初の金利が適用されるのは固定金利期間中に限ります。固定金利期間中は他の金利タイプへの変更はできません。選択した固定期間経過時点で再度その時点での固定金利または変動金利を選択いただくこともできますが、この金利は借入当初の金利とは異なる可能性があります  (変動金利型)  ・お借入後の利率の引下げ幅または引上げ幅の算出は、毎年4月1日、10月1日(以下「基準日」という)の2回に行うものとし、前回基準日(借入日が前回基準日以降の場合は借入日)における基準利率(当金庫所定の新長期住宅プライムレート)と現基準日における基準利率の差をもってお借入利率を引下げまたは引上げるものとします  ・お借入後の利率を変更するとき、新利率適用開始日は次のとおりとなります  ・利息後払いの場合は、基準日の属する年の6月、12月の約定日の翌日とし翌月7月、1月の約定日から、新利率適用によるご返済が始まるものとします</p>
<p>ご返済方法</p>	<p>元利均等毎月返済または元金均等毎月返済  なお、ご融資金額の50%以内で年2回(6ヵ月間隔)のボーナスの併用返済も可能です  《ご返済額の見直し方法》  ○年2回利率見直しを5年間行うまでは、その間に借入利率の変更があってもご返済額は変わりません  ○5年毎に新利率、残存元金、残存期間により新返済額を見直します  ただし、新返済額は従前の返済額の1.25倍を上限とします</p>
<p>担保</p>	<p>当金庫に対して不動産(土地・建物)を担保として差し入れていただきます  ※不動産担保は第2順位(フラット35の次順位)の抵当権設定といたします  ※不動産担保新規設定の場合は事務取扱手数料が別途必要となります  ※登記に関する費用はお客様のご負担となります</p>

保証	<p>全国保証㈱</p> <p>※保証料が別途必要となります</p> <p>※保証料は不動産担保評価額80%以内の通常保証料と80%超の超過保証料(通常5倍程度)があります</p> <p>※保証料は一括前払いです</p> <p>《不動産担保評価額80%以内の通常保証料》</p> <p>例:ご融資金額100万円 お借入期間10年の場合 保証料 7,941円</p> <p>例:ご融資金額100万円 お借入期間20年の場合 保証料 14,211円</p> <p>例:ご融資金額100万円 お借入期間30年の場合 保証料 19,297円</p> <p>例:ご融資金額100万円 お借入期間35年の場合 保証料 21,378円</p> <p>《不動産担保評価額80%超の超過保証料》</p> <p>例:ご融資金額100万円 お借入期間10年の場合 保証料 39,705円</p> <p>例:ご融資金額100万円 お借入期間20年の場合 保証料 71,059円</p> <p>例:ご融資金額100万円 お借入期間30年の場合 保証料 96,487円</p> <p>例:ご融資金額100万円 お借入期間35年の場合 保証料 106,891円</p> <p>※上記保証料は目安であり、当金庫および全国保証㈱の審査結果により異なります</p> <p>※ご返済が滞る等の一定の事由が生じた場合、全国保証㈱がお客様に代わり残りのお借入金額およびお利息等を一括で代位弁済いたします。代位弁済後は全国保証㈱に対して支払い義務が生じます</p>
返済負担比率	<p>返済負担比率は、今回のお申込み金額および既存借入金額における年間返済額の年間所得(所得合算含む)に対する割合となります</p> <p>所得やお使いみちに応じて15%～35%以内となります</p>
所得合算	<p>○1名に限り所得合算が可能です。ただし、お借入のタイプによって所得合算の対象とならない場合があります</p> <p>○所得合算される金額は合算者の所得の1/2を上限とします。ただし、全額合算が可能な場合もありますのでお問い合わせください</p> <p>○所得合算者は年齢満20歳以上満65歳未満で借入者と同条件を満たす同居をする配偶者および親・子が対象となります</p> <p>○所得合算者は連帯保証人または連帯債務者いたします</p>
保証人	<p>原則、不要です</p> <p>ただし、所得合算者は連帯保証人または連帯債務者いたします</p>
団体信用生命保険	<p>当金庫指定の団体信用生命保険にご加入いただきます</p> <p>※保険料は当金庫が負担いたします</p>

<p>手数料 (消費税込)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ご融資実行時に不動産担保事務取扱手数料33,000円をいただきます</li> <li>○ご融資実行時に保証会社へ融資実行手数料55,000円が必要になります</li> <li>○ご融資実行時に用紙代1通につき550円をいただきます</li> <li>○お借入後に固定金利を再度選択する場合には1回毎に5,500円をいただきます</li> <li>○ご融資金利固定期間中に一部繰上げ返済をされる場合には22,000円をいただきます</li> <li>○ご融資金利固定期間中に繰上げ完済をされる場合には33,000円をいただきます</li> <li>○ご融資金利固定期間以外に一部繰上げ返済・繰上げ完済をされる場合には5,500円をいただきます</li> </ul>
<p>お取扱期間</p>	<p>随 時</p>
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時20分、電話:027-360-3456、フリーダイヤル:0120-666-456(フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可))にお申し出ください。</li> <li>○紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに群馬弁護士会(電話:027-234-9321)が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。 また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫本支店窓口までお問い合わせ下さい</li> <li>○お申込み時に審査に必要な書類をご用意いただきます</li> <li>○審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください</li> <li>○融資実行時には所定の印紙税が別途必要となります</li> <li>○ご返済期間中でも一部または全額の繰上げ返済も可能です。ただし上記繰上げ返済手数料がかかります</li> <li>○詳しくは、窓口までお気軽にお問合せください</li> </ul>